

## タイムリミットから見たインボイス対応の総点検

### 1、タイムリミットから逆算してみましょう

インボイス制度は、令和5年10月1日から導入されるので、そこから逆算して準備をすすめていきましょう。案外時間はありません。

① 令和5年3月31日 令和5年10月1日から登録を受ける場合の申請のタイムリミット(注1)

①～②までの間に必要だと思われる対応事項

- ・受取インボイスの確定(様式、受取方法等)
- ・契約書(賃貸等)の整理
- ・諸経費の業務整理(営業経費の精算等)
- ・インボイス対応システムのテスト
- ・インボイス対応最終確認
- ・従業員への周知完了

② 令和5年9月～ 前払費用の処理

③ 令和5年10月1日 「適格請求書保存方式」(インボイス制度)導入(注2)

(注1)令和5年10月1日から登録受ける場合の申請期限

(ア) 令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

(イ) 特定期間の課税売上高等により新たに課税事業者となる事業者が令和5年10月1日から適格請求書発行事業者になろうとする場合は、申請期限が令和5年6月30日まで延長されます。

(注2)電子インボイスも開始されるので、電子データの保存による仕入税額控除ができるようになります。

### 2、インボイス発行は売手の義務、対応しないと取引先が困ることに

インボイス制度が導入されると、売手側(適格請求書発行事業者)は、買手側である取引相手(課税事業者)から求められたときは、原則としてインボイスを交付し、その写しを保存しなければなりません。取引先に迷惑をかけないためにも、きちんと対応しておく必要があります。